

重要事項説明書

(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションサービス)

あなたに対する訪問リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、1999(平成11)年3月31日厚生省令第37号(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)第83条、第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人 輝山会
主たる事務所の所在地	飯田市毛賀1707番地
法人種別	医療法人
代表者名	土屋 公威
電話番号	0265-26-8111
ファクシミリ番号	0265-26-9690

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	輝山会記念病院
事業所の種類・指定番号	長野県 2010517296号
所在地	飯田市毛賀1707番地
電話番号	0265-26-8111
ファクシミリ番号	0265-26-9690
管理者の氏名	露久保 辰夫
サービス提供地域	飯田市 喬木村 下條村 阿南町 高森町 松川町 豊丘村 泰阜村 阿智村 天龍村
実施しているその他の事業	訪問看護 居宅療養管理指導

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護保険法等関連法令及び契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができることを目的とします。
運営の方針	訪問リハビリテーション従業員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って訪問リハビリテーションの提供に努めます。訪問リハビリテーションの実施に当たっては、主治医・市町村・居宅介護支援事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努め、訪問リハビリテーション計画に基づいてリハビリテーションの提供を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図ります。

4. 従業員の体制

従業員の職種	員 数
理学療法士	1名以上
作業療法士	
言語聴覚療法士	

5. 営業時間

営業しない日	12月30日～1月3日
営業時間	(月～日曜日) 9:00～17:00

6. 提供するサービス内容

- ・リハビリテーション
- ・住宅改修・福祉用具に関する相談
- ・介護者の相談
- ・各種在宅サービスの相談

7. 利用料

- (1) 介護保険の適用を受けるサービス (利用料1割、2割若しくは3割が自己負担)
利用負担額については、貼付のサービス内容説明書に記載します。
- (2) 介護保険の適用を受けないサービス (全額自己負担)
 - ・介護保険の支給限度額を超えるサービス
利用料は利用者の全額自己負担となります。
- (3) その他の費用 (全額自己負担)
 - ・交通費 通常の実施地域外にお住いの方で、事業所より自宅までの距離が10kmを超える場合、10kmを超えて1kmごとに44円(税込)
(片道のみ)
- (4) 支払方法 (※原則、口座振替とする)
 - ①現金払い
 - ②口座振替

8. 虐待防止の対応

虐待防止責任者	管理者 露久保 辰夫
組織体制	事業所内に虐待防止検討委員会を置き、定期的開催
従業員への研修	虐待防止に関する従業員向けの研修を新規採用時及び年1回以上開催
虐待又は虐待が疑われる事案への対応	発見者は速やかに管理者へ連絡し、管理者は事実確認をし、必要と認められる場合は、関係機関へ通報をする場合があります

9. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	平日 午前9時～午後5時 土日 午前9時～午後12時
	ご利用方法	担当部署 医療福祉相談室 (輝山会記念病院内) 苦情箱 (輝山会記念病院内に設置) 電 話 0265-26-8111
各市町村介護保険係		
長野県国民健康保険 団体連合会介護保険	026-238-1555	
長野県運営適正化 委員会	026-226-2035	

10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、別添の緊急時連絡票に指定する連絡先にも連絡することがございます。

11. 協力医療機関

医療機関の名称	輝山会記念病院
院長名	露久保 辰夫
所在地	飯田市毛賀1707番地
電話番号	0265-26-8111
入院設備	一般病床52床、回復期リハビリテーション病棟100床、療養病棟47床
救急指定の有無	有り
契約の概要	当事業者は病院関連事業所です

12. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

- ・加入保険会社名：損害保険ジャパン日本興亜株式会社
- ・保険の内容：医師賠償責任保険

1 3. 業務継続計画の策定等

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ・従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. 個人情報保護に係る個人情報の利用

下記記載の内容で、個人情報を範囲内で使用、提供いたします。なお、個人情報の提供は必要最小限とし、サービス提供にかかわる目的以外には利用しません。また、契約期間外においても第三者に漏らすことはありません。

<利用目的>

- ・ 介護支援専門員と介護サービス事業者との連絡調整及びサービス事業者間の連絡調整やサービス担当者会議に必要となる場合
- ・ 医療機関等への情報提供
- ・ 介護保険施設入所時の照会への回答
- ・ 介護保険事務に関する情報提供の場合
- ・ 保険者への相談、届け出、および照会への回答
- ・ 学会、研究会等での事例研究発表
- ・ 学生等の実習、研修への協力 など

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、

甲1

甲2

に対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

(乙) 居宅サービス事業者

所在地 飯田市毛賀1707番地

法人名 医療法人 輝山会

代表者 土屋 公威 印

事業所名 輝山会記念病院

説明者氏名 印

(甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者 住所

氏名 印

(甲2) 利用者代理人 住所

氏名 印

利用者との関係

(付則) この規定は 2020 (令和 2) 年 4 月 1 日から施行する。

(付則) この規定は 2021 (令和 3) 年 4 月 1 日から一部改定する。

(付則) この規定は 2022 (令和 4) 年 7 月 1 日から一部改定する。

(付則) この規定は 2024 (令和 6) 年 6 月 1 日から一部改定する。